

## 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

合同会社シンセイと労働者代表後藤章は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に關し、次のとおり協定する。

### (対象となる派遣労働者の範囲)

第 1 条 本協定は、派遣先で働く別表 1 に掲げる職種に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

- 2 対象従業員については派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 合同会社シンセイは、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

### (賃金の構成)

第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当・通勤手当・退職手当とする。

### (賃金の決定方法)

第 3 条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 の「3」のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和 4 年 8 月 26 日職発 0826 第 1 号「労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イの同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額について」（以下「通達」という。）の別表 1 に掲げる職種とする。
- (2) 通勤手当については、基本給とは分離し、第 6 条のとおりとする。
- (3) 地域調整については、派遣先の事業所所在地が大分県に限られることから、通達に定める「地域指数」「大分県」の指数を用いるものとする。
- (4) 一般賃金のうち退職手当については通達第 3 の 4 に基づく合算による対応とする。

第 4 条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

- (1) 別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること  
A ランク：3 年  
B ランク：1 年  
C ランク：0 年

2 合同会社シンセイは、第 7 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業機会を提示するものとする。ただし、これに相当する機会を提示できないときは、同勤務評価の結果に応じて、基本給額の 1~3% の範囲で追加の手当を支払うこととする。

第 5 条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則第 29 条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第 6 条 対象従業員の通勤手当は、上限 30,000 円とし通勤に要する実費に相当する額を支給する。

※燃費平均 1 リッター 15 km ガソリン代平均 145 円から試算する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第 7 条 基本給の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価は公正に評価することとし勤務評価の方法は社員就業規則第 13 条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、別表 2 の各等級別に、基本給を決定する。

(賃金以外の待遇)

第 8 条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

(教育訓練)

第 9 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第 10 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第 11 条 本協定は令和 5 年 4 月 1 日に遡って適用する事とし、令和 5 年 4 月 1 日から令 6 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

令和 5 年 11 月 1 日

合同会社シンセイ 営業管理部

渡辺 誠



合同会社シンセイ 労働者代表

後藤 章

